

る取組を行つておけるその年分の所得税法第七十三条第三項に規定する医療費控除については、その者の選択により、同条第一項中「各年」とあるのは「平成二十九年から平成三十三年までの各年」と、「医療費を」とあるのは「租税特別措置法第四十一条の十七の二第一項（特定一般用医薬品等購入費を支払つた場合の医療費控除の特例）に規定する特定一般用医薬品等購入費を」と、「医療費の」とあるのは「特定一般用医薬品等購入費の」と、「その居住者のその年分の総所得金額（退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の五に相当する金額）当該金額が十万円を超える場合には、十万円」とあるのは「一万二千円」と、「二百万円」とあるのは「八万八千円」として、同項の規定を適用することができる。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは、「第一項（租税特別措置法第四十一条の十七の二第一項の規定により適用する場合を含む。）」とする。

2 前項に規定する特定一般用医薬品等購入費とは、次に掲げる医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第一項に規定する医薬品をいう。以下この項において同じ。）である一般用医薬品等のうち、医療保険各法等の規定により療養の給付として支給される薬剤との代替性が特に高いものとして政令で定めるものの購入の対価をいう。

一 その製造販売の承認の申請（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第三項の規定による同条第一項の製造販売についての承認の申請又は同法第十九条の二第五項において準用する同法第十四条第三項の規定による同法第十九条の二第一項の製造販売をさせることについての承認の申請をいう。次号において同じ。）に際して既に同法第十四条又は第十九条の二の承認を与えられている医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等が明らかに異なる医薬品

二 その製造販売の承認の申請に際して前号に掲げる医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等が同一性を有すると認められる医薬品

3 第一項の規定により所得税法第七十三条の規定を適用する場合に必要な技術的読替えその他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除)

第四十一条の十八の三 個人が支出した所得税法第七十八条第二項に規定する特定寄附金のうち、次に掲げるもの(同条第一項の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「税額控除対象寄附金」という。)
一 については、その年中に支出した税額控除対象寄附金の額の合計額(その年中に支出した特定寄附金等の金額(同条第二項に規定する特定寄附金の額及び同条第三項の規定又は第四十一条の十八第一項若しくは前条第一項の規定により当該特定寄附金とみなされたものの額並びに次条第一項に規定する控除対象特定新規株式の取得に要した金額として同項に規定する政令で定める金額の合計額をいう。以下この項において同じ。)
二 が、当該個人のその年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の四十に相当する金額を超える場合には、当該百分の四十に相当する金額から所得控除対象寄附金の額(当該特定寄附金等の金額から税額控除対象寄附金の額の合計額を控除した残額をいう。以下この項において同じ。)
三 を控除した残額)が二千元(その年中に支出した当該所得控除対象寄附金の額がある場合には、二千元から当該所得控除対象寄附金の額を控除した残額)を超える場合には、その年分の所得税の額から、その超える金額の百分の四十に相当する金額(当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)
四 を控除する。この場合において、当該控除する金額が、当該個人のその年分の所得税の額の百分の二十五に相当する金額を超えるときは、当該控除する金額は、当該百分の二十五に相当する金額(当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)
五 を限度とする。

一 次に掲げる法人(その運営組織及び事業活動が適正であること並びに市民から支援を受けていることにつき政令で定める要件を満たすものに限り)に対する寄附金

イ 公益社団法人及び公益財団法人

ロ 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する

ハ 学校法人及び同法第六十四条第四項の規定により設立された法人
社会福祉法人

(公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除)

第四十一条の十八の三 個人が支出した所得税法第七十八条第二項に規定する特定寄附金のうち、次に掲げる法人(その運営組織及び事業活動が適正であること並びに市民から支援を受けていることにつき政令で定める要件を満たすものに限り)に対するもの(同条第一項の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「税額控除対象寄附金」という。)
一 については、その年中に支出した税額控除対象寄附金の額の合計額(その年中に支出した特定寄附金等の金額(同条第二項に規定する特定寄附金の額及び同条第三項の規定又は第四十一条の十八第一項若しくは前条第一項の規定により当該特定寄附金とみなされたものの額並びに次条第一項に規定する控除対象特定新規株式の取得に要した金額として同項に規定する政令で定める金額の合計額をいう。以下この項において同じ。)
二 が、当該個人のその年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の四十に相当する金額を超える場合には、当該百分の四十に相当する金額から所得控除対象寄附金の額(当該特定寄附金等の金額から税額控除対象寄附金の額の合計額を控除した残額をいう。以下この項において同じ。)
三 を控除した残額)が二千元(その年中に支出した当該所得控除対象寄附金の額がある場合には、二千元から当該所得控除対象寄附金の額を控除した残額)を超える場合には、その年分の所得税の額から、その超える金額の百分の四十に相当する金額(当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)
四 を控除する。この場合において、当該控除する金額が、当該個人のその年分の所得税の額の百分の二十五に相当する金額を超えるときは、当該控除する金額は、当該百分の二十五に相当する金額(当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)
五 を限度とする。

一 公益社団法人及び公益財団法人

二 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人及び同法第六十四条第四項の規定により設立された法人

三 社会福祉法人

四 更生保護法人

二 更生保護法人

次に掲げる法人（その運営組織及び事業活動が適正であること並びに市民から支援を受けていることにつき政令で定める要件を満たすものに限る。）に対する寄附金のうち、学生等に対する修学の支援のため

イ 国立大学法人

ロ 公立大学法人

ハ 独立行政法人国立高等専門学校機構及び独立行政法人日本学生支

援機構

255 省 略

（特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）

第四十一条の十九 居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、次の各号に掲げる株式会社（以下この項において「特定新規中小会社」という。）の区分に応じ当該各号に定める株式（以下この項において「特定新規株式」という。）を払込み（当該株式の発行に際してするものに限る。以下この項及び次項において同じ。）により取得（第二十九条の二第一項本文の規定の適用を受けるものを除く。以下この項及び次項において同じ。）をした場合において、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者（当該取得をした日においてその者を判定の基礎となる株主として選定した場合に当該特定新規中小会社が法人税法第二条第十号に規定する同族会社に該当することとなるときに当該株主その他の者の政令で定める者であつたものを除く。）がその年中に当該払込みにより取得をした特定新規株式（その年十二月三十一日において有するものとして政令で定めるものに限る。以下この条において「控除対象特定新規株式」という。）の取得に要した金額として政令で定める金額（当該金額の合計額が千万円を超える場合には、千万円）については、所得税法第七十八条（同法第六十五条第一項の規定により準じて計算する場合を含む。）の規定を適用することができる。この場合において、同法第七十八条第一項中「支出した場合」とあるのは「支出した場合又は租税特別措置法第四十一条の十九第一項（特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）に規定する特定新規株式を同項に規定する払込みにより取得（同項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）

255 同 上

（特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）

第四十一条の十九 居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、次の各号に掲げる株式会社（以下この項において「特定新規中小会社」という。）の区分に応じ当該各号に定める株式（以下この項において「特定新規株式」という。）を払込み（当該株式の発行に際してするものに限る。以下この項及び次項において同じ。）により取得（第二十九条の二第一項本文又は第二十九条の三第一項本文の規定の適用を受けるものを除く。以下この項及び次項において同じ。）をした場合において、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者（当該取得をした日においてその者を判定の基礎となる株主として選定した場合に当該特定新規中小会社が法人税法第二条第十号に規定する同族会社に該当することとなるときに当該株主その他の者の政令で定める者であつたものを除く。）がその年中に当該払込みにより取得をした特定新規株式（その年十二月三十一日において有するものとして政令で定めるものに限る。以下この条において「控除対象特定新規株式」という。）の取得に要した金額として政令で定める金額（当該金額の合計額が千万円を超える場合には、千万円）については、所得税法第七十八条（同法第六十五条第一項の規定により準じて計算する場合を含む。）の規定を適用することができる。この場合において、同法第七十八条第一項中「支出した場合」とあるのは「支出した場合又は租税特別措置法第四十一条の十九第一項（特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）に規定する特定新規株式を同項に規定する払込みにより取得（同項に規定する取得をい

（をした場合」と、同項第一号中「の額」とあるのは「の額及びその年中に取得をした租税特別措置法第四十一条の十九第一項に規定する控除対象特定新規株式の取得に要した金額として同項に規定する政令で定める金額」と、同条第四項中「控除は」とあるのは「控除（租税特別措置法第四十一条の十九第一項の規定による控除を含む。）は」とする。

一 省 略

二 総合特別区域法第五十五条第一項に規定する指定会社で平成三十年三月三十一日までに同項の規定による指定を受けたもの 当該指定会社により発行される株式で当該指定の日から同日以後三年を経過する日までの間に発行されるもの

三 第三十七条の十三第一項第四号に掲げる指定会社 当該指定会社により発行される株式

四 国家戦略特別区域法第二十七条の五に規定する株式会社 当該株式会社により発行される株式で国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第五十六号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から平成三十年三月三十一日までの間に発行されるもの

五 内国法人のうち地域再生法第十六条に規定する事業を行う同条に規定する株式会社で、平成二十八年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に同条の確認を受けたもの 当該株式会社により発行される株式で当該確認を受けた日から同日以後三年を経過する日までの間に発行されるもの

2・3 省 略

（既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除）

第四十一条の十九の二 個人が、平成二十六年四月一日から平成三十一年六月三十日までの間に、その者の居住の用に供する家屋（昭和五十六年五月三十一日以前に建築されたもので政令で定めるものに限る。第三項において「居住用の家屋」という。）の耐震改修（地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替をいう。）として財務省令で定めるところにより証明がされたもの（以下この項から第三項までにおいて「住宅耐震改修」という。）をした場合には、その者のその

う。以下この項において同じ。）をした場合」と、同項第一号中「の額」とあるのは「の額及びその年中に取得をした租税特別措置法第四十一条の十九第一項に規定する控除対象特定新規株式の取得に要した金額として同項に規定する政令で定める金額」と、同条第四項中「控除は」とあるのは「控除（租税特別措置法第四十一条の十九第一項の規定による控除を含む。）は」とする。

一 同 上

二 総合特別区域法第五十五条第一項に規定する指定会社で平成二十八年三月三十一日までに同項の規定による指定を受けたもの 当該指定会社により発行される株式で当該指定の日から同日以後三年を経過する日までの間に発行されるもの

三 第三十七条の十三第一項第五号に掲げる指定会社 当該指定会社により発行される株式

四 国家戦略特別区域法第二十七条の四に規定する株式会社 当該株式会社により発行される株式で国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第五十六号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から平成三十年三月三十一日までの間に発行されるもの

2・3 同 上

（既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除）

第四十一条の十九の二 居住者が、平成二十六年四月一日から平成三十一年六月三十日までの間に、その者の居住の用に供する家屋（昭和五十六年五月三十一日以前に建築されたもので政令で定めるものに限る。第三項において「居住用の家屋」という。）の耐震改修（地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替をいう。）として財務省令で定めるところにより証明がされたもの（以下この項から第三項までにおいて「住宅耐震改修」という。）をした場合には、その者のそ

年分の所得税の額から、当該住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額として政令で定める金額（当該住宅耐震改修の費用に關し補助金等（国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものをいう。以下この項並びに次条第一項、第三項及び第五項において同じ。）の交付を受ける場合には当該金額から当該補助金等の額を控除した金額（以下この項において「標準的費用額」という。）とし、当該標準的費用額が耐震改修工事限度額を超える場合には当該耐震改修工事限度額）の十パーセントに相当する金額（当該金額に百円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）を控除する。

257 省 略

（既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除）

第四十一条の十九の三 第四十一条の三の二第一項に規定する特定個人（以下この条において「特定個人」という。）が、当該特定個人の所有する同項に規定する居住用の家屋（以下この条において「居住用の家屋」という。）について高齢者等居住改修工事等（当該高齢者等居住改修工事等の標準的な費用の額として政令で定める金額（当該高齢者等居住改修工事等の費用に關し補助金等の交付を受ける場合には、当該金額から当該補助金等の額を控除した金額。以下この項において「標準的費用額」という。）が五十万円を超えるものであることその他の政令で定める要件を満たすものに限る。）をして、当該居住用の家屋（当該高齢者等居住改修工事等に係る部分に限る。以下この項において同じ。）を平成二十六年四月一日から平成三十一年六月三十日までの間にその者の居住の用に供した場合（当該居住用の家屋を当該高齢者等居住改修工事等の日から六月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。）には、当該特定個人のその居住の用に供した日の属する年分の所得税の額から、標準的費用額（当該標準的費用額が改修工事限度額を超える場合には、当該改修工事限度額）の十パーセントに相当する金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を控除する。

2 省 略

3 個人が、当該個人の所有する居住用の家屋について一般断熱改修工事等（当該一般断熱改修工事等の標準的な費用の額として政令で定める金額（当該一般断熱改修工事等の費用に關し補助金等の交付を受ける場合

の年分の所得税の額から、当該住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額として政令で定める金額（当該住宅耐震改修の費用に關し補助金等（国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものをいう。以下この項並びに次条第一項及び第三項において同じ。）の交付を受ける場合には当該金額から当該補助金等の額を控除した金額（以下この項において「標準的費用額」という。）とし、当該標準的費用額が耐震改修工事限度額を超える場合には当該耐震改修工事限度額）の十パーセントに相当する金額（当該金額に百円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）を控除する。

257 同 上

（既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除）

第四十一条の十九の三 第四十一条の三の二第一項に規定する特定居住者（以下この条において「特定居住者」という。）が、当該特定居住者の所有する同項に規定する居住用の家屋（以下この条において「居住用の家屋」という。）について高齢者等居住改修工事等（当該高齢者等居住改修工事等の標準的な費用の額として政令で定める金額（当該高齢者等居住改修工事等の費用に關し補助金等の交付を受ける場合には、当該金額から当該補助金等の額を控除した金額。以下この項において「標準的費用額」という。）が五十万円を超えるものであることその他の政令で定める要件を満たすものに限る。）をして、当該居住用の家屋（当該高齢者等居住改修工事等に係る部分に限る。以下この項において同じ。）を平成二十六年四月一日から平成三十一年六月三十日までの間にその者の居住の用に供した場合（当該居住用の家屋を当該高齢者等居住改修工事等の日から六月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。）には、当該特定居住者のその居住の用に供した日の属する年分の所得税の額から、標準的費用額（当該標準的費用額が改修工事限度額を超える場合には、当該改修工事限度額）の十パーセントに相当する金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を控除する。

2 同 上

3 居住者が、当該居住者の所有する居住用の家屋について一般断熱改修工事等（当該一般断熱改修工事等の標準的な費用の額として政令で定める金額（当該一般断熱改修工事等の費用に關し補助金等の交付を受ける

には当該金額から当該補助金等の額を控除した金額。以下この項において「標準的費用額」という。)が五十万円を超えるものであることその他の政令で定める要件を満たすものに限る。)をして、当該居住用の家屋(当該一般断熱改修工事等に係る部分に限る。以下この項において同じ。)を平成二十六年四月一日から平成三十一年六月三十日までの間にその者の居住の用に供した場合(当該居住用の家屋を当該一般断熱改修工事等の日から六月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。)には、当該個人のその居住の用に供した日の属する年分の所得税の額から、標準的費用額(当該標準的費用額が断熱改修工事限度額を超える場合には、当該断熱改修工事限度額)の十パーセントに相当する金額(当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を控除する。

4 前項に規定する断熱改修工事限度額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 一般断熱改修工事等として第八項第三号に掲げる工事を行う場合に次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ・ロ 省 略

二 省 略

5 個人が、当該個人の所有する居住用の家屋について多世帯同居改修工事等(当該多世帯同居改修工事等の標準的な費用の額として政令で定める金額(当該多世帯同居改修工事等の費用に關し補助金等の交付を受ける場合には当該金額から当該補助金等の額を控除した金額。以下この項において「標準的費用額」という。)が五十万円を超えるものであることその他の政令で定める要件を満たすものに限る。)をして、当該居住用の家屋(当該多世帯同居改修工事等に係る部分に限る。以下この項において同じ。)を平成二十八年四月一日から平成三十一年六月三十日までの間にその者の居住の用に供した場合(当該居住用の家屋を当該多世帯同居改修工事等の日から六月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。)には、当該個人のその居住の用に供した日の属する年分の所得税の額から、標準的費用額(当該標準的費用額が二百五十万円を超える場合には、二百五十万円)の十パーセントに相当する金額(当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を控除する。

6 第一項、第三項及び前項の規定は、特定個人又は個人その年分の所

場合には当該金額から当該補助金等の額を控除した金額。以下この項において「標準的費用額」という。)が五十万円を超えるものであることその他の政令で定める要件を満たすものに限る。)をして、当該居住用の家屋(当該一般断熱改修工事等に係る部分に限る。以下この項において同じ。)を平成二十六年四月一日から平成三十一年六月三十日までの間にその者の居住の用に供した場合(当該居住用の家屋を当該一般断熱改修工事等の日から六月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。)には、当該居住者のその居住の用に供した日の属する年分の所得税の額から、標準的費用額(当該標準的費用額が断熱改修工事限度額を超える場合には、当該断熱改修工事限度額)の十パーセントに相当する金額(当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を控除する。

4 同 上

一 一般断熱改修工事等として第七項第三号に掲げる工事を行う場合に次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ・ロ 同 上

二 同 上

5 第一項及び第三項の規定は、特定居住者又は居住者のその年分の所得

得税に係る所得税法第二条第一項第三十号の合計所得金額が三千万円を超える場合には、適用しない。

7| 第一項及び第二項に規定する高齢者等居住改修工事等とは、特定個人が所有している家屋につき行う第四十一条の三の二第一項に規定する高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための改修工事で政令で定めるものをいう。

8| 第三項及び第四項に規定する一般断熱改修工事等とは、次に掲げる工事をいう。

一 個人が所有している家屋につき行うエネルギーの使用の合理化に資する改修工事で政令で定めるもの

二・三 省略

9| 第五項に規定する多世帯同居改修工事等とは、個人が所有している家屋につき行う他の世帯との同居をするのに必要な設備の数を増加させるための改修工事等で政令で定めるものをいう。

10| 第一項の規定は、特定個人がその年の前年以前三年内の各年分の所得税について同項の規定の適用を受けている場合には、適用しない。ただし、当該各年分の所得税について同項の規定の適用を受けた居住用の家屋と異なる居住用の家屋について同項に規定する高齢者等居住改修工事等をした場合その他財務省令で定める場合は、この限りでない。

11| 第五項の規定は、個人がその年の前年以前三年内の各年分の所得税について同項の規定の適用を受けている場合には、適用しない。ただし、当該各年分の所得税について同項の規定の適用を受けた居住用の家屋と異なる居住用の家屋について同項に規定する多世帯同居改修工事等をした場合は、この限りでない。

12| 第一項、第三項及び第五項の規定は、確定申告書に、これらの規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書及び住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関（次条第六項において「登録住宅性能評価機関」という。）その他の財務省令で定める者の居住用の家屋が第一項に規定する高齢者等居住改修工事等、第三項に規定する一般断熱改修工事等又は第五項に規定する多世帯同居改修工事等が行われた家屋である旨その他の財務省令で定める事項を証する書類その他財務省令で定める書類（次項において

税に係る所得税法第二条第一項第三十号の合計所得金額が三千万円を超える場合には、適用しない。

6| 第一項及び第二項に規定する高齢者等居住改修工事等とは、特定居住者が所有している家屋につき行う第四十一条の三の二第一項に規定する高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための改修工事等で政令で定めるものをいう。

7| 同上

一 居住者が所有している家屋につき行うエネルギーの使用の合理化に資する改修工事等で政令で定めるもの

二・三 同上

8| 第一項の規定は、特定居住者がその年の前年以前三年内の各年分の所得税について同項の規定の適用を受けている場合には、適用しない。ただし、当該各年分の所得税について同項の規定の適用を受けた居住用の家屋と異なる居住用の家屋について同項に規定する高齢者等居住改修工事等をした場合その他財務省令で定める場合は、この限りでない。

9| 第一項及び第三項の規定は、確定申告書に、これらの規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書及び住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関（次条第六項において「登録住宅性能評価機関」という。）その他の財務省令で定める者の居住用の家屋が第一項に規定する高齢者等居住改修工事等又は第三項に規定する一般断熱改修工事等が行われた家屋である旨その他の財務省令で定める事項を証する書類その他財務省令で定める書類（次項において「増改築等工事証明書」という。）の添付がある場

「増改築等工事証明書」という。)の添付がある場合に限り、適用する。
13| 税務署長は、確定申告書の提出がなかった場合又は前項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類並びに同項の明細書及び増改築等工事証明書の提出があつた場合に限り、第一項、第三項及び第五項の規定を適用することができる。

14| 所得税法第九十二条第二項の規定は、第一項、第三項及び第五項の規定による控除をすべき金額について準用する。この場合において、同条第二項中「前項の規定による控除」とあるのは「前項並びに租税特別措置法第四十一条の十九の三第一項、第三項及び第五項(既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除)の規定による控除」と、「当該控除をすべき金額」とあるのは「これらの控除をすべき金額の合計額」と読み替えるものとする。

15| その年分の所得税について第一項、第三項及び第五項の規定の適用を受ける場合における所得税法第二百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章(税額の計算)」とあるのは、「第三章(税額の計算)並びに租税特別措置法第四十一条の十九の三第一項、第三項及び第五項(既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除)」とする。

16| 第六項から前項までに定めるもののほか、第一項、第三項及び第五項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除)

第四十一条の十九の四 個人が、国内において、第四十一条第十項に規定する認定住宅(以下この項及び次項において「認定住宅」という。)の新築又は認定住宅で建築後使用されたことのないものの取得(同条第一項に規定する取得をいう。次項及び第六項において同じ。)をして、これらの認定住宅を長期優良住宅の普及の促進に關する法律の施行の日から平成三十一年六月三十日までの間にその者の居住の用に供した場合(これらの認定住宅をその新築の日又はその取得の日から六月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。)には、その者のその居住の用に供した日(第五項において「居住日」という。)の属する年分の所得税の

合に限り、適用する。

10| 税務署長は、確定申告書の提出がなかった場合又は前項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類並びに同項の明細書及び増改築等工事証明書の提出があつた場合に限り、第一項及び第三項の規定を適用することができる。

11| 所得税法第九十二条第二項の規定は、第一項及び第三項の規定による控除をすべき金額について準用する。この場合において、同条第二項中「前項の規定による控除」とあるのは「前項並びに租税特別措置法第四十一条の十九の三第一項及び第三項(既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除)の規定による控除」と、「当該控除をすべき金額」とあるのは「これらの控除をすべき金額の合計額」と読み替えるものとする。

12| その年分の所得税について第一項及び第三項の規定の適用を受ける場合における所得税法第二百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章(税額の計算)」とあるのは、「第三章(税額の計算)並びに租税特別措置法第四十一条の十九の三第一項及び第三項(既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除)」とする。

13| 第五項から前項までに定めるもののほか、第一項及び第三項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除)

第四十一条の十九の四 居住者が、国内において、第四十一条第十項に規定する認定住宅(以下この項及び次項において「認定住宅」という。)の新築又は認定住宅で建築後使用されたことのないものの取得(同条第一項に規定する取得をいう。次項及び第六項において同じ。)をして、これらの認定住宅を長期優良住宅の普及の促進に關する法律の施行の日から平成三十一年六月三十日までの間にその者の居住の用に供した場合(これらの認定住宅をその新築の日又はその取得の日から六月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。)には、その者のその居住の用に供した日(第五項において「居住日」という。)の属する年分の所得税

額から、これらの認定住宅について講じられた構造及び設備に係る標準的な費用の額として政令で定める金額（当該金額が認定住宅限度額を超える場合には、認定住宅限度額）の十パーセントに相当する金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。以下この項及び第三項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該税額控除限度額が、その者のその年分の所得税の額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該所得税の額を限度とする。

2 省 略

3 個人がその年において、その年の前年（当該前年分の所得税につき第三十七条の十二の二第一項に規定する確定申告書を提出している場合に限る。）における税額控除限度額のうち第一項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額を有する場合又はその年の前年分の所得税につき当該確定申告書を提出すべき場合及び提出することができる場合のいずれにも該当しない場合には、その者のその年分の所得税の額から、当該控除しきれない金額に相当する金額又はその年の前年における税額控除限度額（以下この項において「控除未済税額控除額」という。）を控除する。この場合において、当該控除未済税額控除額が、その者のその年分の所得税の額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該所得税の額を限度とする。

4 第一項の規定は、個人の同項の規定の適用を受けようとする年分の所得税に係る所得税法第二条第一項第三十号の合計所得金額が三千万円を超える場合には、適用しない。

5 第三項の規定は、個人の居住日の属する年分又はその翌年分の所得税に係る所得税法第二条第一項第三十号の合計所得金額が三千万円を超える場合には、適用しない。

6 第一項の規定は、確定申告書に、同項の規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書及び登録住宅性能評価機関その他の財務省令で定める者の個人が新築又は取得をした家屋が同項に規定する認定住宅に該当する家屋である旨その他の財務省令で定める事項を証する書類その他財務省令で定める書類（次項及び第八項において「認定住宅証明書」という。）の添付がある場合に限り、適用する。

7 5 11 省 略

の額から、これらの認定住宅について講じられた構造及び設備に係る標準的な費用の額として政令で定める金額（当該金額が認定住宅限度額を超える場合には、認定住宅限度額）の十パーセントに相当する金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。以下この項及び第三項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該税額控除限度額が、その者のその年分の所得税の額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該所得税の額を限度とする。

2 同 上

3 居住者がその年において、その年の前年（当該前年分の所得税につき第三十七条の十二の二第一項に規定する確定申告書を提出している場合に限る。）における税額控除限度額のうち第一項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額を有する場合又はその年の前年分の所得税につき当該確定申告書を提出すべき場合及び提出することができる場合のいずれにも該当しない場合には、その者のその年分の所得税の額から、当該控除しきれない金額に相当する金額又はその年の前年における税額控除限度額（以下この項において「控除未済税額控除額」という。）を控除する。この場合において、当該控除未済税額控除額が、その者のその年分の所得税の額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該所得税の額を限度とする。

4 第一項の規定は、居住者の同項の規定の適用を受けようとする年分の所得税に係る所得税法第二条第一項第三十号の合計所得金額が三千万円を超える場合には、適用しない。

5 第三項の規定は、居住者の居住日の属する年分又はその翌年分の所得税に係る所得税法第二条第一項第三十号の合計所得金額が三千万円を超える場合には、適用しない。

6 第一項の規定は、確定申告書に、同項の規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書及び登録住宅性能評価機関その他の財務省令で定める者の居住者が新築又は取得をした家屋が同項に規定する認定住宅に該当する家屋である旨その他の財務省令で定める事項を証する書類その他財務省令で定める書類（次項及び第八項において「認定住宅証明書」という。）の添付がある場合に限り、適用する。

7 5 11 同 上

12 第一項及び第三項の規定は、個人が、第一項の認定住宅をその居住の用に供した日の属する年分の所得税について、第三十一条の三第一項若しくは第三十五条第一項（同条第三項の規定により適用する場合を除く。次項において同じ。）の規定の適用を受ける場合又はその居住の用に供した日の属する年の前年分若しくは前々年分の所得税についてこれらの規定の適用を受けている場合には、適用しない。

13 第一項の認定住宅をその居住の用に供した個人が、当該居住の用に供した日の属する年の翌年又は翌々年中に当該居住の用に供した当該認定住宅及び当該認定住宅の敷地の用に供されている土地（当該土地の上に存する権利を含む。）以外の資産（第三十一条の三第二項に規定する居住用財産又は第三十五条第一項に規定する資産に該当するものに限る。）の譲渡をした場合において、その者が当該譲渡につき第三十一条の三第一項又は第三十五条第一項の規定の適用を受けるときは、第一項及び第三項の規定は、適用しない。

14 前項に規定する資産の譲渡をした個人で同項の規定に該当することとなつた者が当該譲渡をした日の属する年の前年分又は前々年分の所得税につき第一項又は第三項の規定の適用を受けている場合には、その者は、当該譲渡をした日の属する年分の所得税の確定申告期限までに、当該前年分又は前々年分の所得税についての修正申告書を提出し、かつ、当該期限内に当該修正申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならぬ。

15 省 略

16 第十四項の規定による修正申告書及び前項の更正に対する国税通則法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 省 略

二 当該修正申告書で第十四項に規定する提出期限後に提出されたもの及び当該更正については、国税通則法第二章から第七章までの規定中「法定申告期限」とあり、及び「法定納期限」とあるのは「租税特別措置法第四十一条の十九の四第十四項に規定する修正申告書の提出期限」と、同法第六十一条第一項第一号中「期限内申告書」とあるのは「租税特別措置法第二条第一項第十号に規定する確定申告書」と、同条第二項中「期限内申告書又は期限後申告書」とあるのは「租税特別措置法第四十一条の十九の四第十四項の規定による修正申告書」と、

12 第一項及び第三項の規定は、居住者が、第一項の認定住宅をその居住の用に供した日の属する年分の所得税について、第三十一条の三若しくは第三十五条の規定の適用を受ける場合又はその居住の用に供した日の属する年の前年分若しくは前々年分の所得税についてこれらの規定の適用を受けている場合には、適用しない。

13 第一項の認定住宅をその居住の用に供した居住者が、当該居住の用に供した日の属する年の翌年又は翌々年中に当該居住の用に供した当該認定住宅及び当該認定住宅の敷地の用に供されている土地（当該土地の上に存する権利を含む。）以外の資産（第三十一条の三第二項に規定する居住用財産又は第三十五条第一項に規定する資産に該当するものに限る。）の譲渡をした場合において、その者が当該譲渡につき第三十一条の三又は第三十五条の規定の適用を受けるときは、第一項及び第三項の規定は、適用しない。

14 前項に規定する資産の譲渡をした居住者で同項の規定に該当することとなつた者が当該譲渡をした日の属する年の前年分又は前々年分の所得税につき第一項又は第三項の規定の適用を受けている場合には、その者は、当該譲渡をした日の属する年分の所得税の確定申告期限までに、当該前年分又は前々年分の所得税についての修正申告書を提出し、かつ、当該期限内に当該修正申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならぬ。

15 同 上

16 同 上

一 同 上

二 当該修正申告書で第十四項に規定する提出期限後に提出されたもの及び当該更正については、国税通則法第二章から第七章までの規定中「法定申告期限」とあり、及び「法定納期限」とあるのは「租税特別措置法第四十一条の十九の四第十四項に規定する修正申告書の提出期限」と、同法第六十一条第一項第一号並びに第六十五条第一項及び第三項中「期限内申告書」とあるのは「租税特別措置法第二条第一項第十号に規定する確定申告書」とする。

同法第六十五条第一項、第三項第二号及び第四項第二号中「期限内申告書」とあるのは「租税特別措置法第二条第一項第十号に規定する確定申告書」とする。

三 省 略
17 省 略

(国外所得金額の計算の特例)

第四十一条の十九の五 省 略

2 省 略

3 | その年において内部取引がある居住者は、当該内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類として財務省令で定める書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を、その年分の所得税に係る確定申告期限までに作成し、又は取得し、財務省令で定めるところにより保存しなければならぬ。

4 | 居住者のその年の前年の一の国外事業所等との間の内部取引（当該居住者がその年において当該一の国外事業所等を有することとなつた場合には、その年の当該一の国外事業所等との間の内部取引）が次のいずれにも該当する場合又はその年の前年の当該一の国外事業所等との間の内部取引がない場合として政令で定める場合には、当該居住者のその年の当該一の国外事業所等との間の内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類については、前項の規定は、適用しない。

一 内部取引の対価の額とした額の合計額が五十億円未満であること。
二 内部取引（特許権、実用新案権その他の財務省令で定める資産の譲渡若しくは貸付け（資産に係る権利の設定その他他の者に資産を使用させる一切の行為を含む。）又はこれらに類似する取引に相当するものに限る。）の対価の額とした額の合計額が三億円未満であること。

5 | 国税庁の当該職員又は居住者の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、居住者に同時文書化対象内部取引（前項の規定の適用

三 同 上

17 同 上

(国外所得金額の計算の特例)

第四十一条の十九の五 同 上

2 同 上

3 | 国税庁の当該職員又は居住者の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、居住者が第十項において準用する第四十条の三の三第

がある内部取引以外の内部取引をいう。以下この項において同じ。）に係る第三項に規定する財務省令で定める書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）若しくはその写しの提示若しくは提出を求めた場合においてその提示若しくは提出を求めた日から四十五日を超えない範囲内においてその求めた書類若しくはその写しの提示若しくは提出の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにこれらの提示若しくは提出がなかつたとき、又は居住者に同時文書化対象内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために重要と認められる書類として財務省令で定める書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）若しくはその写しの提示若しくは提出を求めた場合においてその提示若しくは提出を求めた日から六十日を超えない範囲内においてその求めた書類若しくはその写しの提示若しくは提出の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにこれらの提示若しくは提出がなかつたときに、当該居住者の同時文書化対象内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、当該居住者の当該同時文書化対象内部取引に係る事業と同種の事業を営む者に質問し、当該事業に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この条において同じ。）を検査し、又は当該帳簿書類（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

6 国税庁の当該職員又は居住者の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、居住者に同時文書化免除内部取引（第四項の規定の適用がある内部取引をいう。以下この項において同じ。）に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために重要と認められる書類として財務省令で定める書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）又はその写しの提示又は提出を求めた場合において、その提示又は提出を求めた日から六十日を超えない範囲内においてその求めた書類又はその写しの提示又は提出の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにこれらの提示又は提出がなかつたときに

三項に規定する財務省令で定めるもの又はその写しを遅滞なく提示し、又は提出しなかつた場合において、当該居住者の内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、当該居住者の当該内部取引に係る事業と同種の事業を営む者に質問し、当該事業に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この条において同じ。）を検査し、又は当該帳簿書類（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

、当該居住者の同時文書化免除内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、当該居住者の当該同時文書化免除内部取引に係る事業と同種の事業を営む者に質問し、当該事業に関する帳簿書類を検査し、又は当該帳簿書類（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

7| 国税庁の当該職員又は居住者の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、居住者の内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要があるときは、前二項の規定に基づき提出された帳簿書類（その写しを含む。）を留め置くことができる。

8| 前三項の規定による当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

9| 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第五項又は第六項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならぬ。

10| 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
一 第五項若しくは第六項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二 第五項又は第六項の規定による帳簿書類の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

11| 省 略
12| 省 略

13| 第四十条の三の三第五項、第六項及び第十五項から第二十項まで並びに第四十条の三の四の規定は、国外事業所等を有する居住者の内部取引につき、第一項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四十条の三の三
第五項

前項の規定の適用がある
内部取引以外の内部取引

第四十一条の十九の
五第五項に規定する

4| 国税庁の当該職員又は居住者の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、居住者の内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要があるときは、前項の規定に基づき提出された帳簿書類（その写しを含む。）を留め置くことができる。

5| 前二項の規定による当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
6| 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第三項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならぬ。

7| 同 上

一 第三項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二 第三項の規定による帳簿書類の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

8| 同 上
9| 同 上

10| 第四十条の三の三第三項及び第十一項から第十六項まで並びに第四十条の三の四の規定は、国外事業所等を有する居住者の内部取引につき、第一項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第四十条の三の三
第三項

第一項に

第四十一条の十九の
五第一項に

同時文書化対象内部 取引	第三項 同条第三項	第一項に 同条第一項に	として財務省令 規定する財務省令	所得税の額から控除 する金額につき所得 税法第二条第一項第 四十三号	第四十一条の十九の 五第二項の規定によ り第二項に規定する 方法に準じて算定す る場合における同項 第一号ロ	第四十一条の十九の 五第二項の規定によ り第二項に規定する 方法に準じて算定す る場合における同項
	第三項	第一項に	として財務省令	所得税法第六十四条第 一項第一号イに掲げる国 内源泉所得につき同法第 百六十五条第一項の規定 により同法第二十二条の 規定に準じて計算した金 額又は同法第二条第一項 第二十五号に規定する純 損失の金額につき同項第 四十三号	第四十一条の三の三 第二項第一号ロ	第四十一条の三の三 第二項第一号二
					第四十条の三の三 第五項第一号	第四十条の三の三 第五項第二号

所得税の額から控除 する金額につき所得 税法第二条第一項第 四十三号				所得税法第六十四条第 一項第一号イに掲げる国 内源泉所得につき同法第 百六十五条第一項の規定 により同法第二十二条の 規定に準じて計算した金 額又は同法第二条第一項 第二十五号に規定する純 損失の金額につき同項第 四十三号		
---	--	--	--	--	--	--

<p>第四十条の三の三 第六項</p>		
<p>所得税法第六十四條第一項第一号イに掲げる国内源泉所得につき同法第六十五條第一項の規定により同法第二十二條の規定に準じて計算した金額又は同法第二條第一項第二十五号に規定する純損失の金額</p>	<p>同項第一号</p>	<p>同項第二号</p>
<p>同項第一号イに掲げる国内源泉所得につき同法第六十五條第一項の規定により同法第二十二條の規定に準じて計算した金額又は同法第二條第一項第二十五号に規定する純損失の金額</p>	<p>同項第一号</p>	<p>同項第二号</p>
<p>第四十一條の十九の五第六項に規定する同時文書化免除内部取引</p>	<p>同項第一号</p>	<p>同項第二号</p>
<p>前項各号</p>	<p>同項第一号</p>	<p>同項第二号</p>
<p>財務省令</p>	<p>同項第一号</p>	<p>同項第二号</p>
<p>第一項に</p>	<p>同項第一号</p>	<p>同項第二号</p>
<p>第四項の規定の適用がある内部取引</p>	<p>同項第一号</p>	<p>同項第二号</p>
<p>第一号二</p>	<p>同項第一号</p>	<p>同項第二号</p>

第四十条の三の三 第十五項	同項の	第四十一条の十九の 五第一項の	及び租税特別措置法	及び同法	又は租税特別措置法	内部取引価格を第一項に 規定する独立企業間価格 及び第十七項	第四十条の三の三 第十六項第一号及 び第十七項	第四十条の三の三 第十九項	租税特別措置法
第四十一条の十九の 五第一項の	及び租税特別措置法	及び同法第四十一条 の十九の五第十三項 において準用する同 法	又は租税特別措置法 第四十一条の十九の 五第十三項において 準用する同法	第四十一条の十九の 五第一項に規定する 内部取引の対価の額 とした額を同項に規 定する独立企業間価 格	租税特別措置法第四 十一条の十九の五第 十三項（国外所得金 額の計算の特例）に おいて準用する同法				

第四十条の三の三 第十一項	同上	同上	同上	同上	同上	第四十条の三の三 第十二項第一号及 び第十三項	第四十条の三の三 第十五項	同上	租税特別措置法第四 十一条の十九の五第 十項（国外所得金額 の計算の特例）にお いて準用する同法
同上	及び租税特別措置法	及び同法第四十一条 の十九の五第十項に おいて準用する同法	又は租税特別措置法 第四十一条の十九の 五第十項において準 用する同法	同上	同上				

第四十条の三の四	第四十条の三の三 第二十項						
	第四十条の三の四 第四一 項	第四十条の三の四 第一項	第四十条の三の四 第一項	、当該非居住者	に係る第一項に規定する	の居住者とされる の事業場等との	非居住者の恒久的施設と 当該非居住者
第四十条の三の四第一項	第四十条の三の四第一項 の	第四十条の三の四第一項 （	第四十条の三の四第一項 ）	、当該居住者	に係る第四十一条の 十九の五第一項に規 定する	に所在する との	居住者の第四十一条 の十九の五第一項に 規定する事業場等と 当該居住者の同項に 規定する国外事業所 等
第四十一条の十九の	第四十一条の十九の 五第十三項において 準用する同法第四十 条の三の四第一項の	第四十一条の十九の 五第十三項（国外所 得金額の計算の特例 ）において準用する 同法第四十条の三の 四第一項（	第四十一条の十九の 五第十三項（国外所 得金額の計算の特例 ）において準用する 同法第四十条の三の 四第一項（	省略	省略	省略	省略

同上	第四十条の三の三 第十六項						
	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
第四十一条の十九の	第四十一条の十九の 五第十項において準 用する同法第四十 条の三の四第一項の	第四十一条の十九の 五第十項（国外所得 金額の計算の特例） において準用する同 法第四十条の三の四 第一項（	第四十一条の十九の 五第十項（国外所得 金額の計算の特例） において準用する同 法第四十条の三の四 第一項（	同上	同上	同上	同上

第六項

							() 五第十三項 (国外所得金額の計算の特例) において準用する同法第四十条の三の四第一項 ()
	第四十条の三の四第一項の	省略	省略	省略	省略	第四十一条の十九の五第十三項において準用する同法第四十条の三の四第一項の	第四十一条の十九の五第十三項において準用する同法第四十条の三の四第一項の
	若しくは租税特別措置法	省略	省略	省略	省略	若しくは租税特別措置法第四十一条の十九の五第十三項において準用する同法	若しくは租税特別措置法第四十一条の十九の五第十三項において準用する同法
	含む。) 又は租税特別措置法					含む。) 又は租税特別措置法第四十一条の十九の五第十三項において準用する同法	含む。) 又は租税特別措置法第四十一条の十九の五第十三項において準用する同法

14| 第五項及び第六項の帳簿書類 (その写しを含む。) の留置きに関する手続その他第一項から第四項まで、第七項及び前項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(外国金融機関等の店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の課税の特例)

第四十二条 外国金融機関等が、国内金融機関等との間で平成三十年三月

第十項 (国外所得金額の計算の特例)

							第十項 (国外所得金額の計算の特例) において準用する同法第四十条の三の四第一項 ()
	同上	同上	同上	同上	同上	第四十一条の十九の五第十項において準用する同法第四十条の三の四第一項の	第四十一条の十九の五第十項において準用する同法第四十条の三の四第一項の
	同上	同上	同上	同上	同上	若しくは租税特別措置法第四十一条の十九の五第十項において準用する同法	若しくは租税特別措置法第四十一条の十九の五第十項において準用する同法
	同上					含む。) 又は租税特別措置法第四十一条の十九の五第十項において準用する同法	含む。) 又は租税特別措置法第四十一条の十九の五第十項において準用する同法

11| 第三項の帳簿書類 (その写しを含む。) の留置きに関する手続その他第一項、第二項、第四項及び前項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(外国金融機関等の店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の課税の特例)

第四十二条 外国金融機関等が、国内金融機関等との間で平成三十年三月

三十一日までに行う店頭デリバティブ取引（当該店頭デリバティブ取引に含めて証拠金の計算を行うことができる取引として財務省令で定める取引を含む。以下この項において同じ。）に係る証拠金（店頭デリバティブ取引に付随する契約に基づき、当該店頭デリバティブ取引に係る契約に基づく債務の履行を担保するために相手方に対して預託する金銭をいう。次項及び第十項において同じ。）で財務省令で定める要件を満たすものにつき、当該国内金融機関等から支払を受ける利子（所得税法第百六十一条第一項第十号に掲げる利子をいい、第七条の規定の適用があるものを除く。以下この条において同じ。）については、所得税を課さない。

259 省 略

10 国内金融機関等又は金融商品取引清算機関は、非課税適用申告書の提出をした外国金融機関等又は外国金融商品取引清算機関との間の店頭デリバティブ取引（第一項の規定の適用を受ける場合には、同項に規定する財務省令で定める取引を含む。以下この項において同じ。）に係る証拠金につき帳簿を備え、当該非課税適用申告書を提出した者の各人別に、政令で定めるところにより、当該店頭デリバティブ取引に係る証拠金に係る契約が締結された日その他の財務省令で定める事項を記載し、又は記録しなければならない。

11 省 略

（外国金融機関等の債券現先取引等に係る利子の課税の特例）

第四十二条の二 省 略

2 前項の規定は、特定利子の支払を受ける外国金融機関等（第四項第一号イに掲げる外国法人に限る。）が次の各号に掲げる外国法人のいずれかに該当する場合には、適用しない。

一 当該特定利子を支払う特定金融機関等の第六十六条の五第五項第一号に規定する国外支配株主等に該当する外国法人（所得税法第百六十二条第一項に規定する租税条約その他の我が国が締結した国際約束（租税の賦課及び徴収に関する情報を相互に提供することを定める規定を有するものに限る。）の我が国以外の締約国又は締約者その他外国の機関への租税に関する情報の提供に関する規定として政令で定める規定により外国の機関に対して当該情報の提供を行うことができるこ

三十一日までに行う店頭デリバティブ取引に係る証拠金（店頭デリバティブ取引に付随する契約に基づき、当該店頭デリバティブ取引に係る契約に基づく債務の履行を担保するために相手方に対して預託する金銭をいう。次項及び第十項において同じ。）で財務省令で定める要件を満たすものにつき、当該国内金融機関等から支払を受ける利子（所得税法第百六十一条第一項第十号に掲げる利子をいい、第七条の規定の適用があるものを除く。以下この条において同じ。）については、所得税を課さない。

259 同 上

10 国内金融機関等又は金融商品取引清算機関は、非課税適用申告書の提出をした外国金融機関等又は外国金融商品取引清算機関との間の店頭デリバティブ取引に係る証拠金につき帳簿を備え、当該非課税適用申告書を提出した者の各人別に、政令で定めるところにより、当該店頭デリバティブ取引に係る証拠金に係る契約が締結された日その他の財務省令で定める事項を記載し、又は記録しなければならない。

11 同 上

（外国金融機関等の債券現先取引等に係る利子の課税の特例）

第四十二条の二 同 上

2 同 上

一 当該特定利子を支払う特定金融機関等の第六十六条の五第五項第一号に規定する国外支配株主等に該当する外国法人（所得税法第百六十二条第一項に規定する租税条約その他の我が国が締結した国際約束（租税の賦課及び徴収に関する情報を相互に提供することを定める規定を有するものに限る。）の我が国以外の締約国又は締約者の法人を除く。）

ととされている場合における当該外国の法人を除く。）

二・三 省略

3511 省略

(支払調書等の提出の特例)

第四十二条の二の二 第九条の四の二第二項、第二十九条の二第五項若しくは第六項、第三十七条の十一の三第七項、第三十七条の十四第二十六項又は第三十七条の十四の二第二十七項の規定により提出するこれらの規定に規定する調書及び報告書（以下この条において「調書等」という。）のうち、当該調書等の提出期限の属する年の前々年の一月一日から十二月三十一日までの間に提出すべきであつた当該調書等の枚数として財務省令で定めるところにより算出した数が千以上であるものについては、当該調書等を提出すべき者は、これらの規定にかかわらず、当該調書等に記載すべきものとされるこれらの規定に規定する事項（以下この条において「記載事項」という。）を次に掲げる方法のいずれかによりこれらの規定に規定する税務署長に提供しなければならない。

一・二 省略

2 調書等を提出すべき者（前項の規定に該当する者を除く。）が、政令で定めるところにより第九条の四の二第二項、第二十九条の二第五項若しくは第六項、第三十七条の十一の三第七項、第三十七条の十四第二十六項若しくは第三十七条の十四の二第二十七項に規定する税務署長（次項において「所轄の税務署長」という。）の承認を受けた場合又はこれらの規定により提出すべき調書等の提出期限の属する年以前の各年のいずれかの年において前項の規定に基づき記載事項を記録した光ディスク等を提出した場合には、その者が提出すべき調書等の記載事項を記録した光ディスク等の提出をもつて当該調書等の提出に代えることができる。

3 調書等を提出すべき者が、政令で定めるところにより所轄の税務署長の承認を受けた場合には、その者は、第九条の四の二第二項、第二十九条の二第五項若しくは第六項、第三十七条の十一の三第七項、第三十七条の十四第二十六項又は第三十七条の十四の二第二十七項の規定及び第一項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる方法のいずれかの方法によ

二・三 同上

3511 同上

(支払調書等の提出の特例)

第四十二条の二の二 第九条の四の二第二項、第二十九条の二第五項若しくは第六項、第二十九条の三第四項若しくは第五項、第三十七条の十一の三第七項、第三十七条の十四第二十六項又は第三十七条の十四の二第二十七項の規定により提出するこれらの規定に規定する調書及び報告書（以下この条において「調書等」という。）のうち、当該調書等の提出期限の属する年の前々年の一月一日から十二月三十一日までの間に提出すべきであつた当該調書等の枚数として財務省令で定めるところにより算出した数が千以上であるものについては、当該調書等を提出すべき者は、これらの規定にかかわらず、当該調書等に記載すべきものとされるこれらの規定に規定する事項（以下この条において「記載事項」という。）を次に掲げる方法のいずれかによりこれらの規定に規定する税務署長に提供しなければならない。

一・二 同上

2 調書等を提出すべき者（前項の規定に該当する者を除く。）が、政令で定めるところにより第九条の四の二第二項、第二十九条の二第五項若しくは第六項、第二十九条の三第四項若しくは第五項、第三十七条の十一の三第七項、第三十七条の十四第二十六項若しくは第三十七条の十四の二第二十七項に規定する税務署長（次項において「所轄の税務署長」という。）の承認を受けた場合又はこれらの規定により提出すべき調書等の提出期限の属する年以前の各年のいずれかの年において前項の規定に基づき記載事項を記録した光ディスク等を提出した場合には、その者が提出すべき調書等の記載事項を記録した光ディスク等の提出をもつて当該調書等の提出に代えることができる。

3 調書等を提出すべき者が、政令で定めるところにより所轄の税務署長の承認を受けた場合には、その者は、第九条の四の二第二項、第二十九条の二第五項若しくは第六項、第二十九条の三第四項若しくは第五項、第三十七条の十一の三第七項、第三十七条の十四第二十六項又は第三十七条の十四の二第二十七項の規定及び第一項の規定にかかわらず、同項